

様式第4号（第11条関係）

基 第 1 0 1 7 号
平成 2 6 年 1 0 月 8 日

第9区長

内山 正光 様

基山町長 小森 純一

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

平成26年9月2日に提案のあった、町道塚原・長谷川線のカーブミラー設置要望につきましては、まちづくり推進課で要望箇所の確認をしました。設置要望箇所は、坂の頂上であり、坂の途中まで車の通行が確認できないため、設置にむけて前向きに検討します。

2 取扱いの理由

交通安全施設については、他の要望箇所と調整し、町内の危険な箇所から工事を進めているためです。